

2012年9月号



SRI INFOMATION

社会保険労務士事務所 SRI

社会保険労務士 飯塚泰雄

879-2114 大分市大字大平 592-1

TEL : 097-576-1423 PHONE : 090-9697-3726

E-mail : info@sri-oita.jp URL : http://sri-oita.jp

☆ 労務関係

中小企業支援へ全国 200 力所に経営相談拠点を設置

経済産業省は中小企業の経営力強化に向け、来年度から全国に 200 力所の相談拠点を設置します。この相談拠点は、地方自治体と連携し、経営者が現場に詳しい税理士らと気軽に相談できる場を目的としています。また、インターンシップ（就業体験）も導入することとしています。相談拠点はこれまでの商工会議所や商工会に代わり中小企業経営者が税理士や先輩経営者らから実践的な知識を聞きやすくする拠点として、各都道府県に 4～5 力所ずつ設置されます。インターンシップは、中小企業が結婚や育児で仕事を離れた女性を数週間から数カ月間、職場実習生として受け入れる仕組みで、経産省は受け入れ企業への助成を検討しています。人手不足となっている中小企業にとっても新たな働き手として期待できるようになることを目的としています。

☆ 年金・社会保険関係

年金法改正案 今国会での成立を断念

政府・民主党は、過去の特例措置で本来より高くなっている年金の支給額を引き下げることなどを盛り込んだ国民年金法の改正案について、今の国会での成立を断念、2012年10月分から引き下げられる予定だった年金は、当面、今の支給額が維持されることになりました。

政府は、過去の特例措置によって、本来より 2.5% 高くなっている年金の支給額を、今年 10 月から 3 年間かけて本来の水準に戻すための国民年金法の改正案を国会に提出していました。

厚生労働省の推計によりますと、年金は、過去の特例措置により、平成 12 年の 4 月から今年 3 月末までに、合わせておよそ 7 兆円、本来より多く支払われており、このまま法案が成立しなければ、今年度は、さらに 1 兆円程度、本来より多く年金が支払われる見込みとなっています。

～新情報①！改正高年齢者雇用安定法が成立されました！～

8月29日に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（改正高年齢者雇用安定法）が成立しました。この改正法は、**来年4月1日から施行**されます。

～裏ページに続く～

◆改正法の主な内容

(1) 継続雇用の対象者を限定できる仕組みの廃止

現在、65歳未満の定年を定めている企業が、高年齢者雇用確保措置として「継続雇用制度」を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する「基準」を労使協定で定めることができますが、この仕組みが**廃止され、希望者全員を継続雇用の対象とすることが義務付け**られるようになります。なお、厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象として、上記の「基準」を**引き続き利用できる経過措置（12年間）**が設けられています。

(2) 継続雇用先企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけではなくグループ内の会社（子会社、関連会社等）まで広げることができるようになりました。（事業主間における契約必要）

(3) 違反企業名の公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれか）を実施していない企業に対して、労働局・ハローワークが指導・勧告を行い、それでも違反が是正されない場合には企業名を公表することがあります。

◆実務上重要となる「指針」の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関して、「指針」が策定される予定です。この指針では、「業務の遂行に堪えない人」（健康状態の悪い人、勤務態度の悪い人等）をどのように取り扱うか（継続雇用の対象から外してよいか）などが定められる予定ですので、実務上は非常に重要となります。

～新情報②！改正労働者派遣法が実施されます！～

改正労働者派遣法が、一部を除き、10月1日から施行されます。

それにともなって、派遣元・派遣先の事業主の皆さまに、いくつか新たな規制が課されます。このうち、派遣先（派遣労働者を受け入れる事業主）に課される主要事項を紹介します。

◆派遣先に新たに課される事項・・注意事項は

(1) 離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知（※1）

(2) 派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置（※2）

(3) 均等待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力

※1 本来直接雇用とすべき労働者を派遣労働者に置き換えることで、労働条件が切り下げられることのないよう、派遣会社が離職後1年以内の者と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することが禁止されます。

※2 派遣先の都合により派遣契約を解除する場合に、派遣先は、次の措置を採らなければならなくなります。

・派遣労働者の新たな就業機会の確保 ・休業手当などの支払いに要する費用の負担 等

今月のふと思いついた言葉

雨降って地固まる

今月は良くない話がたくさんありました。けど、この良くないことも結果として良くなる明日への途中経過なのだと思うようにしています。